

# 退職されるみなさまへ

(令和8年3月31日～令和9年3月30日までに退職される方)

～退職時の手続きについて～

## I 高知県教職員互助会への提出書類について

高知県教職員互助会の会員（短時間会計年度任用職員及び再任用職員を除く）が退職されるときは、会員資格に応じた手続きが必要です。

また、退職互助部の現職会員が45歳以上で退職された場合、医療費補助金等の給付を受けられる特別会員の資格を取得することができます。退職互助部制度や給付内容等についての説明をお読みのうえ、ご自身の加入パターンに該当する書類をご提出ください。

また、提出書類の様式は、当会ホームページの「各種様式一覧」からダウンロードできます。

会 員 資 格	提 出 書 類
一般互助部のみに加入されている方	<ul style="list-style-type: none"><li>・退職慰労金請求書 (※会員期間が満6月以上の方への給付)</li></ul>
一般互助部及び退職互助部に加入されている方で退職時の年齢が45才未満の方	<ul style="list-style-type: none"><li>・退職慰労金請求書 (※会員期間が満6月以上の方への給付)</li><li>・脱退一時金請求書 (※現職中に納入いただいた退職互助部掛金総額と同額を給付)</li></ul>
一般互助部及び退職互助部に加入されている方で退職時の年齢が45歳以上の方	
○特別会員になるとき (特別会員の資格を取得するとき)	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別会員異動届</li><li>・配偶者届（配偶者の戸籍添付）</li><li>・単身者一時金請求書</li><li>・特別会員届</li><li>・退職慰労金請求書</li></ul> <p>【加入パターンによって提出書類が異なります。詳細はP8、9をご覧ください。】</p>
○特別会員にならないとき (特別会員の資格を取得しないとき)	<ul style="list-style-type: none"><li>・退職慰労金請求書 (※会員期間が満6月以上の方への給付)</li><li>・脱退一時金請求書 (※現職中に納入いただいた退職互助部掛金総額と同額を給付)</li></ul>

## II 書類の提出期限、手続きの流れについて

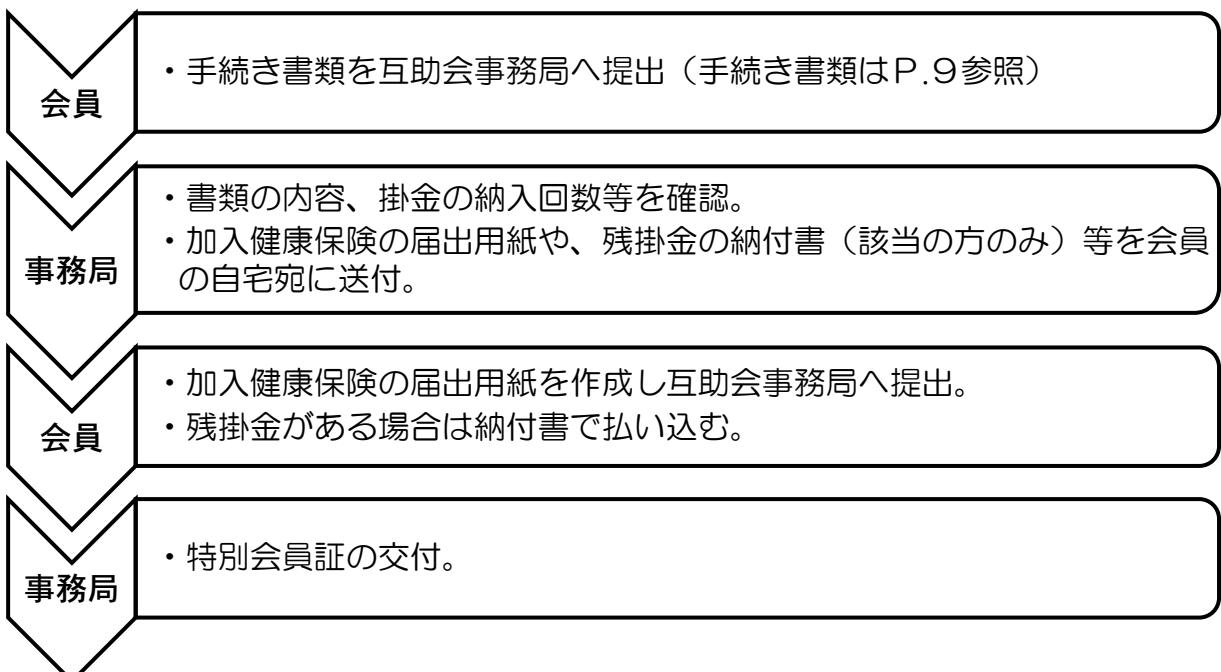
### 1 提出期限

退職されてから1ヶ月以内 ですので、ご注意ください。

※令和7年度末退職者の提出期間は、令和8年3月2日（月）から令和8年4月30日（木）です。

！！退職後、再任用職員や臨時の任用職員になる方についても  
必ず手続きが必要です！！

### 2 手続きの流れ



### III 退職互助部制度について

36歳になる年度の4月1日に**退職互助部の現職会員として加入いただき**、定年で退職されるまで毎月の給料月額（給料+教職調整額+給料の調整額）の8/1000の掛金を給与から控除します。**300回で完納**（300回に達すると控除停止）となり、退職し所定の手続きをとると、その掛金を原資として、退職後に会員本人（**特別会員**）と配偶者（**届出配偶者**）に対する医療費の助成等を行います。

（**退職互助部の現職会員が45歳以上**で退職したときに特別会員の資格を取得することができます。また、その配偶者を届出配偶者として資格取得させることができます。）

なお、**特別会員の資格を取得できるのは退職時のみ**です。（退職時に特別会員資格を取得するのか、取得せずに脱退するのかを選択していただくことになります。特別会員資格取得後に脱退することはできませんし、脱退した後で特別会員資格を取得することもできません。また、再任用期間終了後に手続きはできませんのでご注意ください。）

#### 1 特別会員の資格取得ができない（資格取得をしない）場合

##### 退職互助部の現職会員が

- ① 45歳未満で退職したとき（45歳未満で退職した場合は、特別会員の資格を取得できません）
- ② 45歳以上で退職し、特別会員の資格取得を希望しないとき **※**

**①または②のいずれかに該当するときは、現職中に納入いただいた退職互助部掛金総額と同額を給付します。**

⇒ 「**脱退一時金請求書**」を提出してください。

様式は高知県教職員互助会のホームページからダウンロードできます。

**※ 特別会員の資格を取得できるのは退職時のみです。**

**退職後の医療費負担に関わる重要な制度ですので、必ず給付内容等もお読みください。**

## IV 退職互助部の給付内容等

### 1 医療費補助金・配偶者医療費補助金

#### (1) 給付額

特別会員となった月から71歳になる月まで、受診月別かつ受診医療機関別に計算して、健康保険での自己負担額(払い戻金等を除く最終的な自己負担額)から、下表の\_\_\_\_\_部分の金額を控除し、0.75を乗じた金額を給付します。給付の対象となる自己負担額は、高額療養費の限度額(ただし、加入する健康保険に附加給付があるときは、附加給付に係る限度額)までです。配偶者医療費補助金も同様です。

補 助 金 名	給 付 額
特別会員の医療費にかかる 医療費補助金	{自己負担額 - ( <u>1,000円+100円未満の端数</u> ) } × 0.75
届出配偶者の医療費にかかる 配偶者医療費補助金	{自己負担額 - ( <u>2,000円+100円未満の端数</u> ) } × 0.75

#### (2) 支給方法

特別会員からの請求による給付が原則ですが、下表のとおり請求の必要がない場合(受診データに基づき自動的に給付します。)があります。

加入している 健康保険 受 診 者	公立学校共済組合 高 知 支 部 (任意継続組合員、 再任用職員など)	国民健康保険 (高知県内の市町村 に限る)	左記以外の 健康保険
特 别 会 員	自動給付(注1)	自動給付(注2)	請求給付
届 出 配 偶 者	自動給付(注1)	自動給付(注2)	請求給付

注1:配偶者以外の家族(子など)の被扶養者になっている方は、請求給付となります。

注2:市町村からの医療費情報提供に関するご本人の同意が必要です。

※ 加入する健康保険に変更があった場合は互助会への届出が必要です。また、加入健康保険の届出が遅れた場合は、遅れた期間について請求手続が必要になる場合があります。

# 医療費補助金 給付例



特別会員・互助太郎さんの医療費補助金を計算してみましょう。

① 互助太郎さんの4月の医療費は下記のとあります。

受 診 日	窓口自己負担額（健康保険適用後）			
	A 病院 (入院)	A 病院 (外来)	B 薬局	C 薬局
4月3~10日 (入院)	38,020円			
4月15日		10,200円	2,620円	
4月22日		2,800円	1,200円	
4月29日		880円		350円
4月 計	38,020円	13,880円	3,820円	350円

② 医療費補助金は、医療機関ごと・月ごと、入院・外来別に計算します。

計算式	
給付額 = {自己負担額 - (1,000円+100円未満の端数)} × 0.75	
A 病院(入院) :	{38,020 - (1,000円+20円)} × 0.75 = 27,750円
A 病院(外来) :	{13,880 - (1,000円+80円)} × 0.75 = 9,600円
B 薬局 :	{3,820 - (1,000円+20円)} × 0.75 = 2,100円
C 薬局 :	控除額(1,000円+100円未満の端数)に満たないため、給付なし。

※届出配偶者の場合は、2,000円と100円未満を控除して計算します。

互助太郎さんには、4月分の医療費補助金として、  
39,450円(27,750円+9,600円+2,100円)が給付されます。

入院・手術した場合など、医療費の自己負担額が高額になったときは、高額療養費の自己負担限度額を対象として補助します。

例) 高額療養費の自己負担限度額が57,600円の場合

特別会員 (57,600円 - 1,000円) × 0.75 = 42,450円

届出配偶者 (57,600円 - 2,000円) × 0.75 = 41,700円

## 2 長寿祝金

特別会員が、次の年齢に達したときに給付します。

年 齢	給付額
満 70 歳に達したとき	1 万円
満 77 歳に達したとき	2 万円
満 88 歳に達したとき	5 万円
満 99 歳に達したとき	10 万円



## 3弔慰金

特別会員が死亡したときは、遺族に次のとおり給付します。

要 件	給付額
特別会員になった日から1年以内に死亡したとき	7 万円
特別会員になった日から1年を超えて、2年以内に死亡したとき	5 万円
特別会員になった日から2年を超えた日以後に死亡したとき	2 万円

## 4 支部活動

県下7支部（安芸、香美、土長南国、高知、吾川、高岡、幡多）で特別会員を対象とした様々な活動を行っています。



## 5 相談室

県内2ヶ所の相談室で、退職互助部の給付等に関することや生活に関する相談をお受けしています。もちろんプライバシーは厳守します。

**中央地区：高知会館4階 (TEL：088-872-5714)**

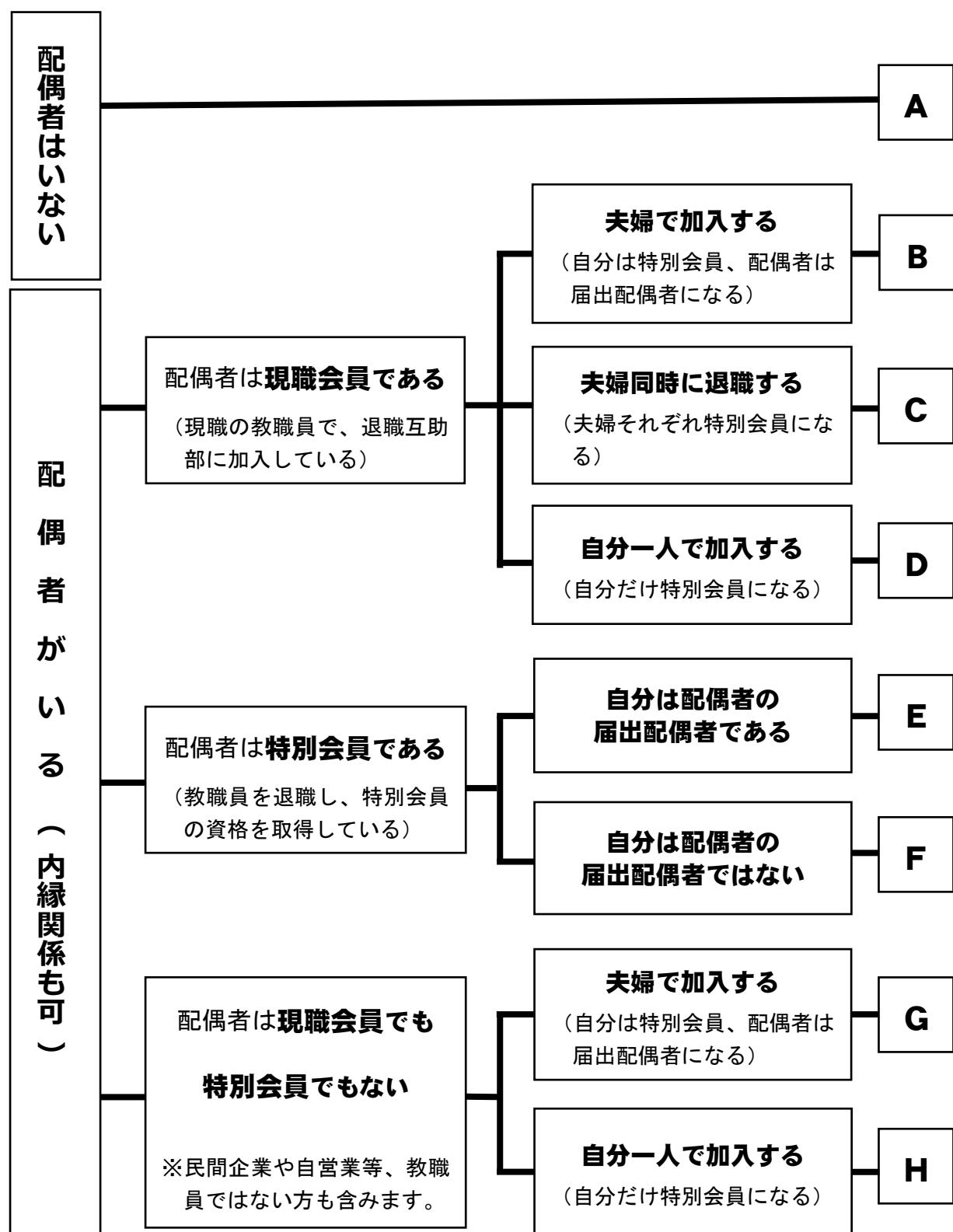
**西部地区：高知県幡多総合庁舎3階 (TEL：0880-34-1443)**

## 6 厚生事業

年度ごとの予算で内容が決まる事業です。令和7年度のおもな厚生事業は次のとおりです。

事 業 名	内 容
<b>入院見舞金</b>	※70歳以上又は※70歳未満で障害者（身体、精神）手帳の交付を受けている特別会員が5日以上入院したとき、入院の初日から1日につき2,000円を年度内に30日を限度に給付します。（※R7.3.31～R9.3.30 退職の方は71歳となります。）
<b>旅行補助</b>	退職後1年以上を経過した特別会員が、1泊2日以上で、自己負担額が30,000円以上の旅行をしたとき、10,000円を補助します。ただし、3年に1度の補助となります。
<b>指定宿泊施設 利用補助</b>	特別会員又は届出配偶者が高知会館で宿泊されたとき、1人1泊につき、1,500円を補助（宿泊料金から差引き）します。
<b>サークル活動 支援事業</b>	特別会員がサークル活動に参加し、充実した生活を送ることを支援するため、サークル活動のための会場借上料の一部を助成します。
<b>互助会館運営事業</b>	特別会員の趣味の集いや交流のための活動スペースとして利用いただくために、高知会館の1室を借り上げます。
<b>支部活動助成</b>	特別会員の皆さまが親睦と交流を図るために、県下7支部ごとにいろいろな催しや集いを行います（研修旅行、囲碁・将棋大会、健康管理講座、グラウンドゴルフ大会などを実施しています。）。 県外在住の特別会員を対象とした県外会員事業も行っています（2年に1度、高知県産品をお贈りします）。
<b>「友の便り」の発行</b>	特別会員相互の絆を確かめあうため、支部ごとに3年に1度会員の寄稿による「友の便り」を発行します。
<b>弔慰事業</b>	特別会員又は届出配偶者が死亡したとき、地区の世話人が互助会を代表して哀悼の心を表します。

## Ⅴ 加入パターンと提出書類等一覧



※加入パターンについてのよくある質問は、P. 12、13をご覧ください。

上記パターンに該当しない場合や判断に迷う場合は、下記へお問い合わせください。

(一財)高知県教職員互助会事務局 TEL:088-821-4917

加 入 パターン	提 出 書 類				
	特別会員 異動届 様式 1 記入例 P 1 4	配偶者届 様式 2 記入例 P 1 5	単身者一時金 請求書 様式 3 記入例 P 1 6	退職慰労金 請求書 様式 4 記入例 P 1 7	特別会員届 様式 5 記入例 P 1 8
<b>A</b>	○ 様式内の選択 番号は (1)	—	○	○	○
<b>B</b>	○ 様式内の選択 番号は (2)	○ 配偶者の戸籍 添付	×	○	○
<b>C</b>	○ 様式内の選択 番号は (5)	×	○ 夫婦どちらか に配偶者の戸 籍添付	○	○
<b>D</b>	○ 様式内の選択 番号は (1)	×	○	○	○
<b>E</b>	○ 様式内の選択 番号は (4)	×	○	○	○
<b>F</b>	○ 様式内の選択 番号は (4)	○ 配偶者の戸籍 添付	○	○	○
<b>G</b>	○ 様式内の選択 番号は (3)	○ 配偶者の戸籍 添付	×	○	○
<b>H</b>	○ 様式内の選択 番号は (1)	×	○	○	○

## VI 退職互助部の掛金について

退職時に納入回数が300回に満たない場合や、61歳未満で退職する場合は不足分を退職時に一括納入いただくこととなります（残掛金・若年者加算金）。

ただし、現職中に積み立てる掛金は、**特別会員及び届出配偶者の資格取得**を想定した率となっていますので、退職時の加入パターンによって、掛金をお返しする場合もあります（単身者一時金）。

項目	内容
残掛金	退職時に掛金納入回数が <b>300回に満たない</b> 場合は、 <b>不足回数分の掛金を一括納入</b> していただきます。 ※育児休業を取得された方、市町村や国に転出されたことのある方、早期退職される方、36歳以上で採用された方等が該当します。
若年者加算金	現職会員の退職時の年齢が <b>61歳未満</b> の場合や、届出配偶者の資格を取得しようとする者の年齢が <b>61歳未満</b> の場合は、その年齢が <b>1歳若くなるごとに残掛金に10,000円を加算</b> します。
単身者一時金	<p>① 独身の場合や、届出配偶者の資格は取得しない場合 ② 夫婦同時に教職員を退職し、それぞれ特別会員になる場合 ③ 配偶者が教職員を退職し、特別会員になっている場合</p> <p>①～③いずれかに該当する場合は、現職中に積み立てていただいた<b>掛金の一部又は全額を単身者一時金として給付</b>します（詳細な加入パターン等はP8～9をご覧ください。）。</p> <p>ただし、現職会員期間が短い方は、残掛金と相殺されますので、単身者一時金が減額または給付されない場合があります。</p>

●残掛金・若年者加算金・・・手続き書類（P9）をご提出いただき、掛金納入回数等を精査した後、ご自宅あてに納付書を送付します。

●単身者一時金・・・手続き書類（P9）をご提出いただき、掛金納入回数等を精査した後、ご本人の口座へ振込みます。

## VII 加入パターン別の掛金納入要綱

### ● P. 9の加入パターンが B・G の場合

36歳になる  
年度の4月

定年退職となる  
年度の3月

← この間、給料月額の  $\frac{8}{1000}$  の掛金率で300回納入する。 →  
300回納入することにより完納となる。  
\* 300回に満たない場合は、残回数分を一括納入する。

### ● P. 9の加入パターンが A・D・H の場合

36歳になる  
年度の4月

定年退職となる  
年度の3月

← この間、給料月額の  $\frac{8}{1000}$  の掛金率で300回納入する。 →  
3/1000 (この部分に相当する掛金総額を単身者一時金として支給する。)  
5/1000 の掛金率で300回納入することにより完納となる。  
\* 納入回数が300回に満たない場合は、その不足分を単身者一時金と相殺する。

### ● P. 9の加入パターンが C・F の場合

36歳になる  
年度の4月

定年退職となる  
年度の3月

← この間、給料月額の  $\frac{8}{1000}$  の掛金率で300回納入する。 →  
4/1000 (この部分に相当する掛金総額を単身者一時金として支給する。)  
4/1000 の掛金率で300回納入することにより完納となる。  
\* 納入回数が300回に満たない場合は、その不足分を単身者一時金と相殺する。

### ● P. 9の加入パターンが E の場合

36歳になる  
年度の4月

定年退職となる  
年度の3月

← この間、給料月額の  $\frac{8}{1000}$  の掛金率で300回納入する。 →  
8/1000 に相当する掛金総額を単身者一時金として支給する。



よくある質問 - Q & A -

質問	回答
<b>Q1</b> 退職後、再任用職員として引き続き勤務しますが、手続きは必要ですか。	はい、必要です。 <u>特別会員になる・ならないに</u> <u>関わらず、再任用前の退職時に必ず手続きをお願いします。</u>
<b>Q2</b> 定年退職後、引き続き臨時的任用教職員として勤務しますが、手続きは必要ですか。	はい、必要です。 <u>特別会員になる・ならないに</u> <u>関わらず、退職時に必ず手続きをお願いします。</u>
<b>Q3</b> 会員期間が短く、掛金納入回数が少ないので、特別会員の資格は取得できますか。	はい、取得できます。 退職互助部の現職会員で、45歳以上で退職される方であれば、特別会員の資格を取得できます。現職中の掛金納入回数が少ない場合は、残掛金を納入していただきます。
<b>Q4</b> 配偶者は教職員ではないのですが、届出配偶者の資格を取得できますか。	はい、取得できます。 教職員ではない配偶者（民間で勤務の方、自営業の方など）も、届出配偶者の資格を取得することができます。
<b>Q5</b> 配偶者はすでに退職して特別会員になっていますが、自分が届出配偶者になっているのか分かりません。	特別会員には特別会員証（約9cm×15cm、8ページの冊子）が発行されており、届出配偶者であれば、その中に氏名が記載されています。 また、互助会事務局（TEL:088-821-4917）へお問い合わせいただければお調べすることもできます。
<b>Q6</b> 特別会員になって、数年後に脱退はできますか。	いいえ、できません。 退職時に特別会員資格を取得もしくは脱退するか選択していただくことになっています。 なお、手続き中に変更を希望する場合（夫婦での加入から単身加入へ変更したい場合や、加入から脱退へ変更したい場合）は、手続き中に互助会事務局（TEL:088-821-4917）までご連絡ください。
<b>Q7</b> 退職時に脱退しましたが、退職後に通院が多くなったので、特別会員の資格を取得したいですができますか。	いいえ、できません。 退職時に特別会員資格を取得もしくは脱退するか選択していただくことになっています。

質問	回答
<p><b>Q8</b> 夫婦とも教職員で、ともに一般互助部及び退職互助部の会員です。 自分が先に退職しますが、夫婦で加入する（配偶者を届出配偶者にする）場合のメリットを教えてください。</p>	<p>例) 先に退職する方：互助太郎さん 後で退職する方：互助花子さん とします</p> <p><b>●掛金が有利になります</b></p> <p>①夫婦で加入する（花子さんが届出配偶者になる）場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) 太郎さんに係る掛金は、掛金率 8/1000+若年者加算金</li> <li>ii ) 花子さんが退職して特別会員になる時は、花子さんが現職中に積立てた掛金全額を単身者一時金としてお返します。</li> </ul> <p>②ひとりで加入する（花子さんが届出配偶者にならない）場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ) 太郎さんに係る掛金は、掛金率 5/1000</li> <li>ii ) 花子さんが退職して特別会員になる時の掛金は、掛金率 4/1000</li> </ul> <p>③世帯で見ると、上記①（8/1000+若年者加算金）の方が、②（5/1000+4/1000=9/1000）よりも約 1/1000 少ない掛金率で夫婦が特別会員になります。</p> <p><b>●医療費補助給付が有利になります</b></p> <p>花子さんは、一般互助部の会員資格と退職互助部の届出配偶者の資格を併せ持つことになりますので、退職するまで一般互助部からは医療費補助金が、退職互助部からは配偶者医療費補助金が給付されます。</p>
<p><b>Q9</b> 退職後しばらく高知で過ごしてから、高知を離れて県外在住の息子家族と同居する予定です。そのような場合でも給付は受けられますか。</p>	<p>はい。受けられます。</p> <p>県外に移住された場合でも、特別会員としての給付は受けられます。一部受けられない事業（互助会館や支部活動助成の一部など）もありますが、県外在住の会員のみを対象とした事業（県外会員事業）もあります。</p>
<p><b>Q10</b> 特別会員になった後は、毎月の会費などは必要ですか？</p>	<p>いいえ、必要ありません。</p> <p>退職時に残掛け金等の精算をしますので、特別会員になられた後は給付を受けていただけです。</p>
<p><b>Q11</b> どのような書類を提出したらいいのか分かりません。</p>	<p>8、9ページの表（VI 加入パターンと提出書類等一覧）で確認できますが、分からないうがあれば、互助会事務局（TEL:088-821-4917）までお問合せください。</p>

## 記入例

様式第3号

### 特別会員異動届

令和8年4月1日

一般財団法人高知県教職員互助会理事長様

氏名 **福利 太郎**

(共済組合員等記号番号 **123456**)

互助会退職互助部特別会員となることを希望するのでお届け

退職年月日 令和8年3月31日

退職時所属所 **○○小学校**

現住所  
(退職後の居住地)  
〒 **7800870**

**高知市○○町1丁目1-1**

●R8.3月中に提出の場合  
⇒令和8年4月1日と記入

●R8.4.1以降に提出の場合  
⇒実際の提出日を記入

電話 ( **088** ) **823** -○○○○

生年月日  
(退職時における年齢)

昭和39年8月10日  
(満 **61** 歳)

あなたが該当するものに✓をしてください。

(1) 配偶者がいない。または単身で加入する。

(2) 配偶者は現職会員である。 (下の①に記入)

①配偶者の共済組合員等記号番号 **567890** 組合員氏名 **福利花子** 所属所名 **○○中学校**

(3) 配偶者は現職会員ではない。

(4) 配偶者は特別会員である。 (下の①に記入)

①配偶者の特別会員番号 \_\_\_\_\_ 特別会員氏名 \_\_\_\_\_ 退職年月日 \_\_\_\_\_

(5) 夫婦が現職会員で、同時に退職する。 (下の①に記入)

①配偶者の共済組合員等記号番号 \_\_\_\_\_ 組合員氏名 \_\_\_\_\_ 所属所名 \_\_\_\_\_

※ (2)、(3)の該当者は、様式6号の配偶者届を提出のこと。

※ (1)、(4)、(5)の該当者は、様式13号の単身者一時金請求書を提出のこと。

注) 1. この異動届は、**退職後1ヶ月以内に提出してください。**

**(その後の加入は、認められないので特に注意のこと。)**

2. この異動届を提出されると、互助会から折返し、残余掛金納入等の事務手続きをお知らせします。

様式第6号

配偶者届		
退職した現職会員の配偶者	氏名	<b>福利 花子</b> <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <b>42</b> 年 <b>6</b> 月 <b>1</b> 日 (満 <b>58</b> 歳) <input type="checkbox"/> 平成
	婚姻年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <b>5</b> 年 <b>8</b> 月 <b>15</b> 日 <input checked="" type="checkbox"/> 令和
配偶者が勤めている時は その勤務先	<b>○○中学校</b>	
<p>上記のとおり配偶者医療費補助金給付の対象となる配偶者を戸籍を添えて届け出ます。</p> <p>令和 <b>8</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>●R8.3月中に提出の場合 ⇒令和8年4月1日と記入</p> <p>●R8.4.1以降に提出の場合 ⇒実際の提出日を記入</p> </div> <p>〒 <b>780-0870</b></p> <p>住所 <b>高知市○○町1丁目1-1</b></p> <p>会員氏名 <b>福利 太郎</b></p> <p>一般財団法人高知県教職員互助会理事長 様</p>		

この届を提出する場合、**配偶者の戸籍（1部、コピー可）**を添付してください。

※内縁関係の場合でも届出可能です。（ただし、公立学校共済組合高知支部の被扶養者として認定されている場合に限る。）

記入例

様式第13号

单身者一時金請求書

元会員氏名	<b>福利 太郎</b>		最終所属所名	<b>○○小学校</b>	
元共済組合員等記号番号	<b>123456</b>		所属コード		
互助会加入年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 <b>12年4月1日</b> <input type="checkbox"/> 令和		退職年月日	令和 <b>8年3月31日</b>	
あなたの配偶者が、特別会員になっているときは記入してください。 (同時に退職の場合も含みますが、特別会員番号欄には共済組合員等記号番号を記入してください。)					
特別会員番号 (又は共済組合員等記号番号)	<b>567890</b>		氏名	<b>福利 花子</b>	
住所	<b>同居</b>	退職年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 <b>7年3月31日</b>	最終所属所名	<b>○○中学校</b>
上記のとおり請求します。 一般財団法人高知県教職員互助会理事長様					
〒 <b>780</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">  </span>			令和 <b>8年4月1日</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-top: 10px;"> <b>●R8.3月中に提出の場合 ⇒令和8年4月1日と記入</b>    <b>●R8.4.1以降に提出の場合 ⇒実際の提出日を記入</b> </div>		
住所 <b>高知市○○町1丁目1-1</b> 請求者 (退職後の) (住居地)			電話 ( <b>088-823-○○○○</b> )		
氏名 <b>福利 太郎</b> 会員との続柄 <b>本人</b>					
特別会員又は特別会員に準ずる配偶者になるとき、その者に掛金納入残と返還を受ける(单身者一時金給付)掛金があるときは、双方を相殺します。					

## 退職慰労金請求書

元会員氏名	互助 一郎	共済組合員等記号番号	公立高知	2	3	4	5	6	7
互助会加入年月日	昭和 平成 令和 1年 4月 1日	元所属住所	〒	7	8	0	5	5	5
退職年月日	令和 8年 3月 31日	元所属所名	高知市○○町456	○○	高等	学校			

上記のとおり請求します。

一般財団法人高知県教職員互助会理事長様

令和 8年 4月 1日

- R8.3月中に提出の場合  
⇒令和8年4月1日と記入
- R8.4.1以降に提出の場合  
⇒実際の提出日を記入

住所 〒7809999

(退職後の居住地)

請求者 高知市○○町22-11

氏名 互助 一郎

会員との続柄(本人)TEL 088-823-\*\*67

A 支給金額	B～Eは未納掛金等の支給金額から控除するものがある場合のみ記入			
	B 一般互助部掛金	C 退職互助部掛金	D その他( )	E A-(B+C+D)
10,000 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円

上記のとおり請求がありましたので提出します。

令和 8年 4月 1日

- R8.3月中に提出の場合  
⇒令和8年4月1日と記入
- R8.4.1以降に提出の場合  
⇒実際の提出日を記入

職名 ○○高等学校長

所属所長

氏名

注意事項

(1) ※は記入しないでください。

●R8.3月中に提出の場合は氏名を記入しない

(2) 請求及び所属所長欄の日付は退職年月日の翌日以降(統廃合等で退職日の翌日以降所属所が存在しない場合は退職日)の日付を記入してください。

## 特別會員屆

## 加入

届出年月日 令和 8 年 4 月 1 日

（注）▼ の部分には記入しないでください。

▼フリガナを指定した欄には必ずフリガナ（カタカナ

を記入してください。

様式 1  
特別会員異動届

## 特 別 会 員 異 動 届

令和 年 月 日

一般財団法人高知県教職員互助会理事長 様

氏名

(共済組合員等記号番号 \_\_\_\_\_)

互助会退職互助部特別会員となることを希望するのでお届けします。

退職年月日 令和 年 月 日

退職時所属所

現住所  
(退職後の居住地)

〒

電話 ( \_\_\_\_\_ ) —

生年月日 昭和 年 月 日  
(退職時における年齢) (満 歳)

あなたが該当するものに✓をしてください。

(1) 配偶者がいない。または単身で加入する。

(2) 配偶者は現職会員である。 (下の①に記入)

①配偶者の共済組合員等記号番号 \_\_\_\_\_ 組合員氏名 \_\_\_\_\_ 所属所名 \_\_\_\_\_

(3) 配偶者は現職会員ではない。

(4) 配偶者は特別会員である。 (下の①に記入)

①配偶者の特別会員番号 \_\_\_\_\_ 特別会員氏名 \_\_\_\_\_ 退職年月日 \_\_\_\_\_

(5) 夫婦が現職会員で、同時に退職する。 (下の①に記入)

①配偶者の共済組合員等記号番号 \_\_\_\_\_ 組合員氏名 \_\_\_\_\_ 所属所名 \_\_\_\_\_

※ (2)、(3)の該当者は、様式6号の配偶者届を提出のこと。

※ (1)、(4)、(5)の該当者は、様式13号の単身者一時金請求書を提出のこと。

注) 1. この異動届は、退職後1ヶ月以内に提出してください。

(その後の加入は、認められないで特に注意のこと。)

2. この異動届を提出されると、互助会から折返し、残余掛金納入等の事務手続きをお知らせします。

# 樣式 2

## 配偶者届

配偶者届		
退職した 現職会員 の配偶者	氏名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 (満 歳) <input type="checkbox"/> 平成
	婚姻年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和
配偶者が勤めている時は その勤務先		
<p>上記のとおり配偶者医療費補助金給付の対象となる配偶者を戸籍を 添えて届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>住 所</p> <p>会員氏名</p> <p>一般財団法人高知県教職員互助会理事長 様</p>		

この届を提出する場合、配偶者の戸籍(1部、コピー可)を添付してください。

様式 3  
単身者一時金請求書

## 单身者一時金請求書

元会員氏名			最終所属所名		
元共済組合員等記号番号			所属コード		
互助会加入年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年月日	退職年月日	令和年月日	
あなたの配偶者が、特別会員になっているときは記入してください。 (同時に退職の場合も含みますが、特別会員番号欄には共済組合員等記号番号を記入してください。)					
特別会員番号 (又は共済組合員等記号番号)			氏名		
住所	退職年月日	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年月日	最終所属所名	
上記のとおり請求します。 一般財団法人高知県教職員互助会理事長様 令和年月日 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>					
住 所 請求者 (退職後の 住居地) 氏名 会員との続柄 特別会員又は特別会員に準ずる配偶者になるとき、その者に掛金納入残と返還を受ける(单身者一時金給付)掛金があるときは、双方を相殺します。					

樣式 4

退職慰勞金請求書

## 退職慰労金請求書

元会員氏名				共済組合員等記号番号	公立高知						
互助会加入年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	元所属所 住 所	〒	□	□	□	□	□
退職年月日	令和	年	月	日	元所属所名						

上記のとおり請求します。

一般財団法人高知県教職員互助会理事長様

令和 年 月 日

住 所 〒□□□□□□  
(退職後の居住地)

請求者

氏 名

会員との続柄 ( ) TEL — —

A 支給金額	B～Eは未納掛金等の支給金額から控除するものがある場合のみ記入			
	B 一般互助部掛金	C 退職互助部掛金	D その他( )	E A-(B+C+D)
10,000 円	※ 円	※ 円	※ 円	※ 円

上記のとおり請求がありましたので提出します。

令和 年 月 日

職 名

所属所長

氏 名

**注意事項**

- (1) ※は記入しないでください。
- (2) 請求及び所属所長欄の日付は退職年月日の翌日以降（統廃合等で退職日の翌日以降所属所が存在しない場合は退職日）の日付を記入してください。

様式 5  
特別会員届

# 特別会員届

加入

届出年月日 令和 年 月 日

(注) ▼  
の部分には記入しないでください。

▼フリガナを指定した欄には必ずフリガナ(カタカナ)を選択した方のみ記入

フリガナ					最終所属所		区分	共済組合員等 記号番号		特別会員番号			
会員氏名							17 1	18 H07.03.31以降退職者		24 H07.03.30以前退職者			
29 1	フリガナ (変更時のみ記入)	30~45						70~76 3 昭和	生年月日		77 1 2 男女		
	会員氏名	46~69											
78 5 令和	資格取得日	85 5 令和	資格喪失日	本人世帯番号		配偶者組合員証番号		事由					
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	92		99		105					
住 所 (変更時の み記入)	市町村名 フリガナ		大字以下(フリガナ)										
			106~135										
	市町村名 漢字		大字以下(漢字)										
			136~215										
本保 険 人 の 種 類	市町村コード		郵便番号		電 話	市外局番		局番番号					
	216		222		229	-		-					
	保険種別コード		加入保険の名称及び番号								本人・被扶 養者の別		
	243		246								1 2 本人 被扶養者		
			番号										
			名称										
	保険加入取消年月日		保険の記号番号										
	247 1 加 入 消 正 訂 取 消 復 活		248 2 令 和								255 270		
	271 2. 3. 4.		272 1 0 有 無 し 有 り	273~288 フリガナ 配偶者 姓 氏 名								313~319 牛 年 月 日	320 3 4 昭 平 和 成
	321 5 令 和		328 5 令 和	資格取得日		328 資格喪失日	335		配偶者世帯番号				
配偶 の 種 類	保険種別コード		加入保険の名称及び番号								本人・被扶 養者の別		
	342		345								1 2 本人 被扶養者		
			番号										
			名称										
	保険加入取消年月日		保険の記号番号										
	346 1 加 入 消 正 訂 取 消 復 活		347 2 令 和								354 369		
	銀行コード (変更時の み記入)		支店コード 370 374		金融機関名		支店等名称		普通預金口座番号			口座名義 385	
									本 店 支 店 出 張 所 支 所	1	1 2 本人 配偶者		

# 記入例

様式第10号

退職互助部

※	一金	円	
審査の結果上記のとおり支給額を決定する。			
脱退一時金請求書			
請求金額	円		
元会員氏名	福利 太郎 (生年月日) 43年2月15日	番号 (共済組合員等記号番号) <b>123456</b>	
会員の資格を取得した年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 23年4月1日 <input type="checkbox"/> 令和	期間 <b>15年0月</b>	
会員の資格を喪失した年月日	令和 8年4月1日		
脱退する理由	退職		
現職会員の資格を喪失しましたので、一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部運営及び給付規則実施細則第14条の規定により脱退一時金を請求いたします。			
令和 8年4月1日			
請求者 旧所属所名 <b>○○小学校</b>			
住 所 <b>高知市○○町1丁目1-1</b>			
氏 名 <b>福利 太郎</b>			
または遺族氏			
会員との続柄 ( 本人 )			
一般財団法人高知県教職員互助会理事長様			
振込先 (請求者名義) 会員以外の者が請求する場合のみ記入	銀行名 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労金	本・支店名 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所	普通預金 口座番号

(1) ※印は記入しないでください。

## 退職互助部

※	一金	円	
審査の結果上記のとおり支給額を決定する。			
脱退一時金請求書			
請求金額	円		
元会員氏名	(生年月日) 年 月 日	番号 (共済組合員等記号番号)	
会員の資格を 取得した年月日	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	期間 年 月	
会員の資格を 喪失した年月日	令和 年 月 日		
脱退する理由			
<p>現職会員の資格を喪失しましたので、一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部 運営及び給付規則実施細則第14条の規定により脱退一時金を請求いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>請求者 旧 所 属 所 名</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>または遺族氏名</p> <p>会員との続柄 ( )</p> <p>一般財団法人高知県教職員互助会理事長 様</p>			
振込先 (請求者名義) 会員以外の者が請求 する場合のみ記入	銀行名 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労金	本・支店名 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所	普通預金 口座番号

(1) ※印は記入しないでください。